

発言No. 11

受付No. 8

令和 6 年 11 月 21 日

10 時 44 分 受付

一 般 質 問 発 言 通 告 書

議席番号 11 番

氏名 小川 稔 宏

答弁を求める者

(○をつける)

☒ 市長

☒ 教育長

監査委員

選挙管理委員会委員長

農業委員会会長

固定資産評価審査委員会委員長

公平委員会委員長

発言項目及び要旨

1 会計年度任用職員の待遇改善について

地域を維持し経済の好循環を促すために働く人たちの手取りを増やすことと雇用の安定が重要である。政府も労働者の賃金引上げを推奨しており最低賃金を1500円、2000円に上げていくことは必要であるが、地方の中小企業では容易なことではない。非正規公務員の賃金は最低賃金の対象ではないが、業務委託や指定管理など民間発注の際の賃金算出根拠にも使われている。まずは率先して自治体が非正規労働の賃金引き上げを図るとともに、非正規雇用をなくすことから始め、「民間も見習ってほしい」という方向で進めるべきである。非正規と正規では権利や制度の格差が大きく95%が雇い止めの不安など将来不安を抱えているとの調査結果もあり、待遇改善と雇用の安定が必要である。

(1) 会計年度任用職員の雇止めの現状と処遇改善について

- ①ある全国調査では辞めた人の4割が「仕事を続けたかったが、雇い止めにあった」と回答しているが実態について伺う。
- ②国では3年ごとの公募規定の削除などの変化があるものの、職場ごとで対応に違いがあるとの指摘もある。市の対応状況について伺う。
- ③「3年間勤めたら1年間はその部に再び任用できない」といったルールについてはどのような扱いになっているのか伺う。
- ④職務経歴加算や等級が上がる仕組みについての検討状況を伺う。

(2) 有給の休暇制度や研修受講等の扱いについて

- ①自治体間で格差が大きいといわれる病気休暇など有給の休暇制度の概要と水準について伺う。
- ②「非常勤講師はICT研修が受けられず端末もない」「職務上必要な出張や研修、情報共有の場に参加させてもらえない」といった声もあるが、実情について伺う。

(3) 相談窓口について

- ①「不満や意見があっても上司に相談すれば次年度以降の契約に影響する可能性があり、言えない」という声もあるが、人権や精神衛生などの面から認識を伺う。
- ②安心して相談でき課題解決につなぐ相談窓口の設置について伺う。

2 浜田市が検討すべき条例について

自治体独自で制定している条例の目的や理念を見ると当該自治体は何を大切にし、市民とどういう価値観を共有しながら地方自治を進めているのかを感じとることができ、参考にすべきことは多い。市民が浜田市は人に冷たいまちと感じていれば、あたたかいまちに変えていくことが重要と考える。社会の誰もが取り残された気持ちにならないことが大切であり、みんなが笑顔になれる政策を進める必要がある。人口減少や税収減などの課題はそのためのプロセスであって、幸せだと実感できてはじめて人にやさしくなれ、あたたかいまちに変わることが出来る。特に社会的弱者や子どもに徹底的にやさしいまちを目指すためにも必要と考える3つの条例について質したい。

(1) 更生支援及び再犯防止等に関する条例について

平成20年10月の島根あさひ社会復帰促進センター運営開始から16年が経過している。平成30年1月に同センター・島根県立大学・浜田市の三者連携協定が締結され、令和4年3月には浜田市再犯防止推進計画が策定された。しかし、触法障がい者や身寄りのない高齢者が地域で自立できるための取組・支援は不十分で、就労の場や住まいの確保、社会復帰のための社会的教育への支援体制などが整っていない。「更生支援及び再犯防止等に関する条例」により司法行政と地域福祉の連携を進める必要がある。

- ①更生支援及び再犯防止等に関する条例の制定に対しての認識を伺う。
- ②市が条例制定に向け検討作業に着手するか否かの判断基準や課題について伺う。
- ③更生支援に向けたネットワーク会議設置への考えを伺う。

(2) カスタマー・ハラスメント防止条例について

窓口や電話対応、宅配業者、レジ担当者など接客の現場で対応にあたる人たちへの暴言や理不尽な要求は官民間問わず社会問題になっている。従業員保護の観点から民間では不当要求に対する警告文の掲示や、専門家の配置やマニュアル作成等、対応策も講じられつつある。東京都で条例が制定され話題になっているが、行政は啓発活動を進め、カスタマー・ハラスメント対策を後押しすべきである。

- ①市内事業所におけるカスタマー・ハラスメントの実態把握の状況について伺う。
- ②条例制定の必要性について認識を伺う。
- ③相談窓口・対応機関の明確化と周知について伺う。

(3) ケアラー支援に関する条例について

令和3年12月定例会議でのケアラー支援に関する条例についての一般質問に対する答弁は「まずケアラーの実態把握に努めることが重要であり、その後、条例制定の必要性について研究していくこととなる」ということであつた。その後も全国では条例制定が進んでいる。浜田市ではこの3年間、ケアラー支援施策がほとんど進んでいないが、市に条例がなく市の責務が明確になっていないことが一因と考える。

- ①ヤングケアラーの相談窓口への相談件数と評価について伺う。
- ②ケアラー支援条例に対しての検討状況を伺う。